

入札説明書

福岡県道路公社が発注する福岡前原道路 料金徴収業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和6年10月22日（火曜日）

2 委託業務名

福岡前原道路 料金徴収業務委託

3 業務場所

- (1) 福岡西料金所 福岡市西区拾六町
- (2) 前原料金所 糸島市多久

4 委託の発注方式

本業務委託は、入札時に提出資料を受け付け、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。

5 委託業務内容

入札説明書に添付する委託仕様書、福岡前原道路（福岡西料金所・前原料金所）料金徴収業務委託契約書、料金徴収業務受注者実施要領及び特記仕様書（福岡前原道路 福岡西料金所及び前原料金所）のとおり。

6 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。（3年間）

7 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号（福岡県吉塚合同庁舎4階）

福岡県道路公社 総務部 業務推進課 電話番号 092-641-0103

8 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

本業務の入札に参加する者は、令和6年11月6日現在、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 次の各号のいずれにも該当しないと認められる者

- ア 契約の履行に当たり不正の行為又は福岡県道路公社（以下「公社」という。）の信用を失墜せしめた者

- イ 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり公社職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 公社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - カ その他公社に著しい損害を与えた者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと。
- (4) 同種業務(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に規定する道路管理者が管理する道路及び道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく一般自動車道における料金徴収業務をいう。)の経験が過去5年間に2年以上あること。
- (※1) 過去5年間とは、令和2年4月1日から令和6年10月21日までをいい、現在継続中の業務についても、過去5年間の経験に含めることができるものとする。以下同じ。
 - (※2) 同一期間に複数の料金徴収業務を受託している場合は、その期間を合算できない。
 - (※3) 過去5年間に料金徴収業務が2年以上あることの実績を確認するため、道路管理者からの業務実績証明等を提出すること。
- (5) 福岡県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する法人であること。
- (6) 料金徴収業務にかかる管理監督者(以下「所長」という。)及び管理監督者代理(以下「副所長」という。)の配置に関し、次に掲げる条件をそれぞれ満たしている者を、業務開始時に確実に配置できることが確認できること。
- ア 有料道路における現金及びETCによる料金徴収業務の所長、副所長の経験を過去5年間に1年以上有する者を所長として2名配置できること。(※実績確認は、道路管理者からの業務実績証明等をもって行う。)
 - イ 有料道路における現金及びETCによる料金徴収業務の所長、副所長又はこれに相当する職務の経験を過去5年間に1年以上有する者を副所長として2名配置できること。(※実績確認は、道路管理者からの業務実績証明等をもって行う。)
- (注) 所長とは、料金徴収業務の総括及び料金所の管理・監督等を行う者である。
副所長とは、所長不在時の所長業務の代行等を行う者である。
副所長に相当する職務とは、所長及び副所長不在時の各々の業務の代行等を行う職務である。
呼称や要件に該当することをもって判断するのではなく、従事した業務内容から判断するものとする。

- (7) 直近1事業年度の県税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (8) 本業務を適切に行うことができる実施体制、経営状況であると認められる者。

9 総合評価方法に関する事項

(1) 評価項目と配点

評価項目と配点は、別表に示すとおりとする。

(2) 総合評価の方法

評価は、前項8の入札参加資格を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を付与し、さらに上記(1)により評価した評価項目について、0点から30点の範囲内で加算点を加えたものを評価点とし、これを入札価格で除して得られた評価値により行う。

- ・評価点 = 標準点（100点）+加算点（0点から30点）
- ・評価値 = 評価点/入札価格

なお、落札者の決定方法は、20「落札者の決定方法等」による。

(3) 総合評価に係る資料作成と評価

① 企業実績

(ア) 経営状況（健全性）

入札参加資格確認資料（様式第2号-1）により評価を行う。

(イ) 業務実績

入札参加資格確認資料（様式第2号-1）により評価を行う。

(ウ) 実務能力向上への取り組み

社員研修等調書（様式第4号）により評価を行う。

(エ) 地理的要件

会社の登記事項全部証明書及び会社概要により評価を行う。

② 配置予定者の実績

配置予定者の経験調書（様式第2号-3）により評価を行う。

③ 業務提案

(ア) 業務提案の注意事項

業務提案は、業務提案書（様式第5号）によること。

提出できる提案数は1課題について1つとし、その提案に対して、実施内容を1つのみ記入すること。（複数の提案は認められないので注意する。）

提案書の記載にあたっては、1提案ごとにA4（1枚）で収め、枚数を超過した場合は評価しない。

また、様式内における書式は任意とし、図表による補足は可能である。

なお、契約額の変更を要する内容は、記載しないこと。

(イ) 評価基準

業務提案を評価するに当たり、提案内容の実施により効果が期待されるものである

かを基本的な判断基準とし、配点を行う。

契約書・仕様書・実施要領において実施することが定められている提案については、評価しない。

(7) 業務提案の課題

a 料金收受業務の正確性を向上させるための取り組み

料金收受業務は、車両区分に応じた通行料金の受け渡し、優遇措置に係る身体障害者手帳等の確認及び所定の料金徴収等を行うことは基本事項である。このため、入札参加者は、料金徴収業務の正確性を向上させる取り組み（ETCシステムの操作による料金徴収業務を含む）を提案すること。

b 収受員の接遇レベルを向上させるための取り組み

料金徴収業務は、利用者と最も接する機会が多い業務であるため、料金収受員の接遇が道路公社の評価に直結する。このため、入札参加者は、福岡前原道路を快適に利用していただくために、料金収受員の接遇の水準を向上させるための創意工夫を加えた取り組みを提案すること。

c 収受員の健康及び安全対策を徹底させるための取り組み

有料道路の料金徴収業務は24時間365日の対応が必要であり、料金所運営における人員配置を検討する上で、料金収受員の健康管理は重要である。特に、昨今の新型コロナウイルス等感染症のまん延により、料金所内で感染者が多数発生した場合、業務体制を通常どおり維持することが困難となる。このため、入札参加者は、新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策について効果的な取り組みを提案すること。

加えて、料金收受業務は通行車両の間近で行う業務であるため、受傷事故を防止し、従業員の安全を確保することが重要である。このため、入札参加者は、従業員の安全を確保するための有効な取り組みを提案すること。

d コンプライアンスのための取り組み

飲酒事案や料金着服事案等は、いかなる理由があっても絶対に許されないものである。入札参加者は、従業員のコンプライアンス体制を徹底するための有効な取り組みを提案すること。

④ 実施上の留意事項

(7) 業務提案について、4課題それぞれに提案の提出がない場合は失格とする。

(イ) 業務提案として出された内容のうち、公社が実施を認めたものは、履行義務を負うものとし、業務開始前までに計画書を提出し、公社がその履行確認を行う。

なお、履行に伴い発生する費用については、入札額に含まれるものとする。

(ウ) 計画書に記載された内容が実施できない等、業務提案の実施効果に悪影響を及ぼしたと判断される場合は、委託料の減額又は損害賠償の請求若しくは指名停止措置を行うことがある。

ただし、災害又はその他特別な事情などにより受注者の責めによらない場合は、この限りではない。

10 入札説明書の添付書類等の交付

添付書類等は、公告日から令和6年11月5日（火曜日）まで、公社ホームページに掲載するので、これからダウンロードすること。

11 入札説明書等に対する質問及び回答

(1) 質問書の受付

入札説明書等に質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。

ただし、業務提案の評価に関する質問は回答しない。

ア 提出方法

持参又は電子メール

イ 提出場所

公社（7に記載）。ただし、電子メールの場合は gyoumusuishin@fukuoka-dk.jp へ送信すること。

ウ 提出期間

令和6年10月22日（火曜日）から令和6年12月3日（火曜日）まで。

ただし、公社に持参する場合の受付時間は、休日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 質問書に対する回答

令和6年10月23日（水曜日）から令和6年12月19日（木曜日）の間、公社ホームページに掲載する。

12 入札参加申込みの受付

申込みの受付は、以下のとおり。ただし、以下に記載する受付期間中に(4)の提出書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 申込場所

公社（7に記載）。

(2) 申込受付期間

令和6年10月23日（水曜日）から令和6年11月6日（水曜日）までの休日を除く毎日、午前9時から午後4時30分まで

(3) 申込方法

持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が残るものに限る。）によること。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

① 入札参加資格確認申請書（様式第1号） 1部

② 入札参加資格確認資料 各1部

ア 様式第2号-1（過去の同種同業種の実績、経営年数、総売上実績高を記入）

<添付資料>

- ・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
証明年月日が申請書提出時以前の3ヶ月以内のものに限る。写しも可とする。
- ・直近2年間の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類）
- ・直近1事業年度の県税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書
証明年月日が申請書提出時以前の3ヶ月以内のものに限る。写しも可とする。
- ・会社概要（パンフレット等で可）

イ 役員名簿（様式第2号-2） 記入例を参考に作成。

ウ 配置予定者の経験調書（様式第2号-3）

8(6)を参考に作成し、業務実績証明書等を添付。

③ その他の提出書類

次の資料については、令和6年11月28日（木曜日）までに提出。

ア 社員研修等調書（様式第4号）

社員能力向上への取り組み状況確認のために作成し、取り組み内容がわかる資料を添付。

イ 業務提案書（様式第5号） 9(3)③を参考に作成。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出書類は、入札参加資格の確認以外に他の用途に使用しない。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 受付期間以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

13 入札参加資格確認通知

入札参加資格の有無は、令和6年11月26日（火曜日）までに、入札参加資格確認通知書により通知する。

14 入札参加資格がないと決定された者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと決定された者は、その理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 上記(1)の説明を求める場合は、令和6年12月3日（火曜日）までの休日を除く毎日、午前9時から午後4時30分までの間に公社（7に記載）に提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 上記(2)の書面の提出があったときは、令和6年12月12日（木曜日）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

15 入札の日時及び場所等

(1) 入札日時

令和6年12月20日（金曜日） 午前10時30分

(2) 入札場所

公社（7に記載）

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書及び費用内訳書を入札場所に持参すること。

費用内訳書は、入札書に記載される入札金額に対応したものとする。

イ 入札回数は再度入札を含めて2回限りとする。

ウ その他、入札説明書及び入札心得書の規定による。

16 開札の日時及び場所

開札は、入札終了後、直ちに公社（7に記載）において行う。

17 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

13の入札参加資格確認通知において、入札参加資格があると決定された者は、見積った契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を公社に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証券（原本）を提出する場合。なお、保険期間は、開札日から14日間とする。

イ 過去2年以内に、公社又は有料道路事業者、国、地方公共団体（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額（税込み）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を公社に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証券（原本）を提出する場合。

イ 銀行その他確実と認める金融機関の保証書（原本）を提出する場合。

18 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を公社（7に記載）に提出すること。

19 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - ア 入札について不正な行為があった場合
 - イ 入札書に記載した金額その他必要な事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
 - ウ 入札書を2通以上提出した場合
 - エ 他の代理人を兼ね又は2人以上を代理人にした場合
 - オ 代理人が持参する場合において、代理人が署名又は記名押印のある委任状を持参しない場合
- (2) 入札参加資格のない者のした入札、提出書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札心得書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時点において、8に掲げる入札参加資格に満たない者（落札決定までの間に、指名停止措置を受けたものを含む。）のした入札は、無効とする。

20 落札者の決定方法等

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格である入札者のうち、9(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定した場合は、書面により通知する。また、入札結果を落札者決定日の翌日から公社（7に記載）において閲覧に供するほか、公社のホームページに掲載する方法により公表する。

※落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

21 最低制限価格

本業務は、最低制限価格を予定価格の100分の90とする。

22 支払方法

毎月の業務終了後に行う委託業務履行確認検査に合格した後、当月分の委託料を支払うことができる。

23 人権尊重の取り組み

入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

24 その他

入札参加者は、本説明書及び本説明書に添付する、委託仕様書、福岡前原道路（福岡西料金所・前原料金所）料金徴収業務委託契約書、料金徴収業務受注者実施要領及び特記仕様書

(福岡前原道路 福岡西料金所及び前原料金所) を熟読し、これらを遵守すること。

入札参加及び入札に必要な提出書類一覧

	提出書類	様式	備考
1	入札参加資格確認申請書	様式第1号	入札説明書 12の(4)
2	入札参加資格確認資料	様式第2号-1	入札説明書 9の(3) 他
3	役員名簿	様式第2号-2	入札説明書 12の(4)
4	配置予定者の経験調書	様式第2号-3	入札説明書 9の(3)
5	業務実績証明書等	様式任意	入札説明書 8の(4)(6)
6	業務提案書	様式第5号	入札説明書 9の(3)
7	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		入札説明書 12の(4)
8	社員研修等調書	様式第4号	入札説明書 9の(3)
9	直近2年間の事業年度の財務諸表		入札説明書 12の(4)
10	直近1事業年度の県税、消費税及び地 方消費税の未納がない証明書		入札説明書 12の(4)
11	会社概要 (パンフレット等で可)		入札説明書 12の(4)
12	入札書、費用内訳書、委任状		入札時に提出

*提出部数は各1部。